

見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第11号

見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年見附市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。